

平成 19 年 11 月 14 日

実務対応報告公開草案第 27 号

持分法を適用する関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）

平成 XX 年 XX 月 XX 日
企業会計基準委員会

目 的

平成 9 年 6 月 6 日に企業会計審議会によって改訂された「連結財務諸表原則」（以下「連結原則」という。）においては、投資会社及び持分法を適用する関連会社（以下「持分法適用関連会社」という。）が採用する会計処理の原則及び手続について、統一すべきか否かが明示されていないものの、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 9 号「持分法会計に関する実務指針」（以下「持分法実務指針」という。）では、「連結原則は会計処理基準の統一を要求していない」（持分法実務指針第 36 項）ことを前提とし、「同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社及び持分法を適用する関連会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することが望ましい」（持分法実務指針第 5 項）とされていた。これは、関連会社に持分法を適用する際には、企業集団の姿を適切に表現するため、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社及び当該関連会社が採用する会計処理の原則及び手続は、連結子会社の場合と同様に、原則として統一すべきであるが、他に支配株主又は合弁相手が存在するため、関連会社に投資会社の会計方針を採用させることが困難な場合もあること、また、持分法適用時に修正を行うことは実務上、煩瑣であることなどに配慮を行ったためであると考えられている（持分法実務指針第 36 項参照）。

しかしながら、当委員会において平成 XX 年 XX 月 XX 日に公表した企業会計基準第 XX 号「持分法に関する会計基準」（以下「持分法会計基準」という。）では、持分法適用関連会社が採用する会計処理の原則及び手続についても、従来の取扱いが改められ、原則として投資会社と統一することとされた。

本実務対応報告では、持分法会計基準における上記の定めに係る対応として、従来の取扱いから原則として統一することとなる場合の実務負担や、連結子会社が採用する会計処理の原則及び手続の統一の取扱いとの関係を踏まえた上で、当面必要と考えられる実務上の取扱いを明らかにすることとした¹。また、持分法会計基準の公表に伴う会計方針の変更に際し、同基準の適用初年度において、持分法の適用上必要とされる会計処理についても

¹ 持分法の適用対象となる非連結子会社について会計処理の原則及び手続を統一する場合の考え方も、本実務対応報告と同様となる。

示すこととした。

持分法適用関連会社の会計処理の統一

原則的な取扱い

同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む。）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一する（持分法会計基準第9項）。

当面の取扱い

投資会社及び持分法適用関連会社が採用する会計処理の原則及び手続の統一にあたっては、原則的な取扱いによるほか、当面の間、日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第56号「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」（以下「監査・保証実務委員会報告第56号」という。）に定める会計処理の統一に関する取扱いに準じて行うことができるものとする。

さらに、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第18号」という。）に準じて行うことができるものとする。

なお、統一のために必要な情報を入手することが極めて困難と認められるときには、当面の間、監査・保証実務委員会報告第56号に定める、「統一しないことに合理的な理由がある場合」にあたるものとする（後掲「本実務対応報告の考え方」(2)を参照）。

本実務対応報告の考え方

(1) 連結子会社に準じた当面の取扱い

連結原則を前提とする持分法実務指針においては、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社及び持分法適用関連会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することが望ましいこととされていた。また、会計処理の原則及び手続を統一するにあたっては、子会社の会計処理の原則及び手続の統一に関して当面の取扱いを定めた監査・保証実務委員会報告第56号及び実務対応報告第18号に基づいて行うこととされていた（持分法実務指針第5項）。

今般、持分法会計基準の公表により、被投資会社（持分法の適用対象となる非連結子会社及び持分法適用関連会社）が採用する会計処理の原則及び手続について、連結子会社と同様に原則として統一することとされた。しかしながら、本実務対応報告では、持分法適用関連会社の会計処理の原則及び手続の統一を行うにあたって生じる実務上の負担に配慮し、連結子会社の会計処理の原則及び手続の統一を行う場合の当面の取

扱いを、持分法適用関連会社にも同様に適用することとした。このため、在外関連会社については実務対応報告第 18 号に準じて、在外関連会社の財務諸表が国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、当面の間、それらを持分法の適用上利用することができるものとした。

(2) 関連会社に固有の当面の取扱い

投資会社及び持分法適用関連会社が採用する会計処理の原則及び手続が統一されていない場合には、持分法の適用に際して会計処理の原則及び手続を統一するための修正を行う必要があるが、例えば、在外関連会社の場合で、投資会社の他に支配株主が存在するようなときや、公開会社の株式を追加取得することで関連会社としたときなどでは、支配力が及ぶ子会社とは異なり、統一のために必要となる詳細な情報の入手が極めて困難なことがあり得る。監査・保証実務委員会報告第 56 号では、親子会社間の会計処理の原則及び手続の統一に関して、「原則として統一しなければならない」とは、統一しないことに合理的な理由がある場合又は重要性がない場合を除いて、統一しなければならないことを意味するとしている。この取扱いに照らし、上記のように統一のために必要な情報を入手することが極めて困難と認められるときには、当面の間、監査・保証実務委員会報告第 56 号に定める、「統一しないことに合理的な理由がある場合」にあたることとした。

(3) 会計処理の原則及び手続の統一にあたっての重要性の考え方

関連会社の会計処理の原則及び手続の統一にあたっては、重要性の原則が適用される²（持分法会計基準第 25 項）。この場合の重要性については、連結財務諸表上の諸数値に基づいて判断されることとなり、また、一般的には、当期純利益が考えられている。このため、関連会社の純利益に持分比率を乗じたものに重要性が乏しい場合、統一を行わないことができると考えられる。

適用時期等

(1) 本実務対応報告の適用時期は、持分法会計基準と同様とする。

² 本実務対応報告の当面の取扱いにおける実務対応報告第 18 号に準じる方法によった場合、在外関連会社の財務諸表が国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されているときには、当面の間、それらを持分法の適用上利用することができる。ここでいう在外関連会社の財務諸表には、所在地国で法的に求められるものや外部に公表されるものに限らず、持分法の適用上利用するために内部的に作成されたものが含まれ、この場合においても、当該財務諸表を国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠するための修正を行うにあたり、重要性が乏しい項目については修正を行わないことができる。また、のれんの償却をはじめとする実務対応報告第 18 号に定める 6 項目の修正を行うにあたっては、重要性が乏しい項目については修正を行わないことができる。

- (2) 持分法会計基準及び本実務対応報告の適用により持分法適用関連会社の会計処理の原則及び手続を統一する場合で、適用初年度の期首において当該関連会社の純資産に変動額が生じるときには、持分法の適用にあたり、当該変動額のうち投資会社の持分又は負担に見合う額については、次のように処理する。
- ① 当該変動額が利益剰余金に係るものである場合には、投資会社の適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。
 - ② 当該変動額が評価・換算差額等に係るものである場合には、当該評価・換算差額等の該当する科目に加減する。
- この際、持分法適用関連会社株式の取得時の利益剰余金や評価・換算差額等に変動が生じる場合でも、資本連結をやり直さず、持分法適用関連会社株式の取得時に算定されたのれんの金額については修正を行わないことができる。
- (3) 本実務対応報告に定める当面の取扱いを適用し、実務対応報告第 18 号に準じた処理を行う場合で、修正のために必要となる過年度の情報を入手することが極めて困難と認められるときには、次のように処理することができるものとする。
- ① 持分法適用関連会社におけるのれん並びに時価評価されている投資不動産及び再評価されている固定資産については、適用初年度の期首において、当該期首時点での貸借対照表計上額に基づいて新たに計上されたものとして扱う〔設例 1〕。この場合、再評価されている固定資産に係る再評価剰余金については、当該再評価されている固定資産の耐用年数の残存期間にわたり、利益に振り替える〔設例 2〕。
 - ② 持分法適用関連会社において、退職給付会計における数理計算上の差異を純資産の部（利益剰余金）に直接計上しているときには、過年度に純資産の部（利益剰余金）に直接計上された数理計算上の差異については、全額が過年度において損益として修正されているものとして扱う〔設例 3〕。
- (4) 本実務対応報告の適用にあたり、持分法実務指針及び監査・保証実務委員会報告第 56 号については、改正を検討することが適当である。

設 例

次の設例は、本実務対応報告で示された内容について理解を深めるためのものであり、仮定として示された前提条件の記載内容は、経済環境や各企業の実情等に応じて異なる点に留意する必要がある。なお、簡便化のため、税効果は考慮していない。

【設例 1】 本実務対応報告の適用初年度におけるのれんの償却に係る修正

P社の米国会計基準を適用している在外関連会社A社（持分比率は30%）において、X1年4月1日に行った企業結合に伴い、のれんが発生した。A社では米国財務会計基準書第142号「のれん及びその他の無形資産」を適用し、当該のれんの償却は行っていない。両社の決算日は3月31日である。

- ① のれんの金額：\$500,000（当該のれんについて減損は生じていない。）。
- ② P社では本実務対応報告をX3年4月1日より適用した。それまで、P社はA社ののれんについて、会計処理の原則及び手続を統一するための修正を行っていない。
- ③ 本設例においては、本実務対応報告の適用にあたり、X3年4月1日時点で、今後ののれんの効果の及ぶ期間を8年と見積った。
- ④ のれんに対する修正を除き、A社の財務諸表（米国会計基準で作成された財務諸表）に対し、連結決算手続上、持分法に関連する仕訳がすでに行われているものとする。
- ⑤ 簡便化のため、決算時の為替相場及び期中平均相場はいずれも1\$=100円であるとする。

1. 原則的な方法（実務対応報告第18号に定める方法）

P社におけるのれんに係る連結修正仕訳

(1) X3年4月1日（本実務対応報告の適用初年度の期首） (単位：千円)

(借)利益剰余金	3,000	(貸)投資有価証券	3,000
----------	-------	-----------	-------

(*) 上記の仕訳の説明

期首ののれん残高の修正

関連会社A社において、のれんの計上時から定期的に償却するものとする、効果の及ぶ期間は10年となり、のれんの償却を仮定したX3年4月1日時点の残高は\$400,000（=\$500,000-\$500,000/10年×2年）となる。このため、修正額は、のれんの当初計上額\$500,000との差額\$100,000となる。

(A社の個別財務諸表上で期首ののれん残高を修正する仕訳) (単位：ドル)

(借)利益剰余金	100,000	(貸)のれん	100,000
----------	---------	--------	---------

連結修正

会計処理の原則及び手続を修正する結果、A社の利益剰余金が\$100,000減少するため、P社の持分額3,000千円(=\$100,000×持分比率30%×100円)を期首の利益剰余金から減額する。

(2) X4年3月31日(本実務対応報告の適用初年度の期末) (単位:千円)

(借)持分法投資損益	1,500	(貸)投資有価証券	1,500
------------	-------	-----------	-------

(*)上記の仕訳の説明

のれんの償却

\$50,000=\$500,000/10年(又は\$400,000/8年)

(A社の個別財務諸表上でのれんを修正する仕訳) (単位:ドル)

(借)のれん償却	50,000	(貸)のれん	50,000
----------	--------	--------	--------

連結修正

1,500千円=\$50,000×持分比率30%×100円

2. 原則的な方法による修正のために必要となる過年度の情報を入手することが極めて困難と認められる場合

のれんに係る連結修正のために必要となる過年度の情報(のれんの当初の計上額及び計上時期)を、P社が入手することは極めて困難と認められるものとする。

P社におけるのれんに係る連結修正仕訳

(1) X3年4月1日(本実務対応報告の適用初年度の期首) (単位:千円)

(仕訳なし)

(2) X4年3月31日(本実務対応報告の適用初年度の期末) (単位:千円)

(借)持分法投資損益	1,875	(貸)投資有価証券	1,875
------------	-------	-----------	-------

(*)上記の仕訳の説明

のれんの償却

X3年4月1日時点で関連会社A社の貸借対照表に計上されているのれん\$500,000について、同時点において新たに計上されたものとして扱うため、当期ののれんの償却額は\$62,500(=\$500,000/8年)となる。

(A社の個別財務諸表上でのれんを修正する仕訳) (単位:ドル)

(借)のれん償却	62,500	(貸)のれん	62,500
----------	--------	--------	--------

連結修正

1,875千円＝\$62,500×持分比率30%×100円

[設例 2] 本実務対応報告の適用初年度における固定資産の再評価に係る修正

P社の国際財務報告基準（IFRS）を適用している在外関連会社B社（持分比率は30%）において、X1年4月1日に建物€1,000を取得し、国際会計基準第16号「有形固定資産」（以下「IAS第16号」という。）で認められている有形固定資産の再評価を行っている。両社の決算日は3月31日である。

- ① X3年3月31日、X4年3月31日の建物の再評価額は、それぞれ€760、€770であった。その他の会計年度末の建物の再評価額は帳簿価額と近似しているため、再評価を行っていない。
- ② P社では本実務対応報告をX5年4月1日より適用した。それまで、P社はB社の建物の再評価について、会計処理の原則及び手続を統一するための修正を行っていない（したがって、P社の連結貸借対照表上、P社の持分に相当する再評価剰余金が計上されている）。
- ③ 本実務対応報告の適用にあたり、当該建物の減価償却は、耐用年数10年、残存価額ゼロ、定額法で行われるものとする。
- ④ B社は建物の再評価について、IAS第16号で認められた方法のうち、建物の再評価額と簿価の変動に比例して、建物の取得原価と減価償却累計額を修正する方法による。また、再評価剰余金の利益剰余金への振替は、減価償却に応じて毎期振替を行う方法による。
- ⑤ 建物の再評価に対する修正を除き、B社の財務諸表（国際財務報告基準で作成された財務諸表）に対し、連結決算手続上、持分法に関連する仕訳がすでに行われているものとする。また、P社の持分法の適用にあたり、B社の利益剰余金に直接振り替えられた再評価剰余金に対応する持分相当額については、P社において持分法投資損益として処理されているものとする。
- ⑥ 簡便化のため、決算時の為替相場及び期中平均相場はいずれも1€＝100円であるとする。

単位：€	再評価額	期末取得原価	期末減価償却累計額	再評価剰余金	減価償却費
X2年3月期	—	1,000	100	—	100
X3年3月期 (*1)	760	950	190	—	100
X4年3月期 (*2)	770	1,100	330	105	95
X5年3月期 (*3)	—	1,100	440	90	110
X6年3月期	—	1,100	550	75	110

(*1) 再評価を行う前の期末の簿価は、前期末の取得原価€1,000－前期末の減価償却累計額€100－当期の減価償却費€100＝€800。再評価額€760が簿価を下回るため、両者の差額

€40 は再評価による損失として B 社の損益計算書に計上される。また、再評価に伴い、期末の取得原価は€950（＝€760／残存耐用年数 8 年×耐用年数 10 年）に、期末の減価償却累計額は€190（＝€950－€760）に修正される。

- (*)2 再評価を行う前の期末の簿価は、前期末の取得原価€950－前期末の減価償却累計額€190－当期の減価償却費€95＝€665。再評価額€770 が簿価を上回るため、両者の差額€105 は再評価剰余金として B 社の純資産の部に直接計上される。また、再評価に伴い、期末の取得原価は€1,100（＝€770／残存耐用年数 7 年×耐用年数 10 年）に、期末の減価償却累計額は€330（＝€1,100－€770）に修正される。
- (*)3 再評価剰余金は減価償却に応じて振り替えられるため、€15（＝€105÷残存耐用年数 7 年）が利益剰余金に直接振り替えられる。

1. 原則的な方法（実務対応報告第 18 号に定める方法）

P 社における建物の再評価に係る連結修正仕訳

(1) X5 年 4 月 1 日（本実務対応報告の適用初年度の期首）（単位：千円）

(借)再評価剰余金	2,700	(貸)投資有価証券	1,800
		利益剰余金	900

(*) 上記の仕訳の説明

期首の建物の再評価額の修正

(B 社の個別財務諸表上で期首の建物の再評価を修正する仕訳)（単位：ユーロ）

(借)減価償却累計額(*)1	40	(貸)建物(*)2	100
再評価剰余金(*)3	90	利益剰余金(*)4	30

(*)1 国際財務報告基準に従った減価償却累計額€440－日本基準に従った場合の減価償却累計額€400（＝€1,000／10 年×4 年）

(*)2 国際財務報告基準に従った取得原価€1,100－日本基準に従った場合の取得原価€1,000

(*)3 期首時点での再評価剰余金の戻入れ

(*)4 過年度の再評価による損失€40＋国際財務報告基準に従った過年度の減価償却費€405－日本基準に従った場合の過年度の減価償却費€400－過年度に利益剰余金に直接振り替えられた再評価剰余金€15

連結修正

会計処理の原則及び手続を修正する結果、B 社の利益剰余金が€30 増加するため、P 社の持分額について期首の利益剰余金を 900 千円（＝€30×持分比率 30%×100 円）増加させる。また、同様に C 社の再評価剰余金が€90 減少するため、P 社の持分額について再評価剰余金を 2,700 千円（＝€90×持分比率 30%×100 円）増加させる。

(2) X6年3月31日（本実務対応報告の適用初年度の期末）（単位：千円）

(借)投資有価証券	300	(貸)持分法投資損益	300
(借)持分法投資損益	450	(貸)再評価剰余金	450

(*)上記の仕訳の説明

建物の減価償却費及び再評価剰余金の振替の修正

(B社の個別財務諸表上で減価償却費及び再評価剰余金の振替を修正する仕訳)

(単位：ユーロ)

(借)減価償却累計額	10	(貸)減価償却費(*5)	10
(借)利益剰余金	15	(貸)再評価剰余金(*6)	15

(*5) 減価償却費の修正（国際財務報告基準に従った減価償却費€110－日本基準に従った場合の減価償却費€100）

(*6) B社の個別財務諸表上、利益剰余金に直接振り替えられた再評価剰余金の仕訳の戻入れ

連結修正

減価償却費の修正 300千円＝€10×持分比率30%×100円

再評価剰余金の振替の修正 450千円＝€15×持分比率30%×100円

なお、C社が個別財務諸表上で行った再評価剰余金の利益剰余金への振替は、P社の持分法の適用上、持分法投資損益として既に処理されているため（前提条件⑤）、これに対する連結修正仕訳も持分法投資損益で処理される。

2. 原則的な方法による修正のために必要となる過年度の情報を入手することが極めて困難と認められる場合

建物に係る連結修正のために必要となる過年度の情報（建物の当初の計上額及び計上時期）を、P社が入手することは極めて困難と認められるものとする。

P社における建物の再評価に係る連結修正仕訳

(1) X5年4月1日（本実務対応報告の適用初年度の期首）（単位：千円）

(仕訳なし)

(2) X6年3月31日（本実務対応報告の適用初年度の期末）（単位：千円）

(仕訳なし)

建物について、適用初年度の期首であるX5年4月1日時点での貸借対照表計上額€660（取得原価€1,100、減価償却累計額€440の差額）をもって新たに計上されたものとする場合、本実務対応報告に従った場合の減価償却費€110（＝€660／6年）はB社の個

別財務諸表上で計上された減価償却費と同額となっているため、減価償却費に係る調整は不要となる。

また、再評価剰余金についても、適用初年度の期首での貸借対照表計上額€105を、再評価されている固定資産の耐用年数の残存期間にわたって振り替える方法によれば、振替額は年間€15となるが、B社の個別財務諸表上で利益剰余金に直接振り替えられたものと同額となっているため、これに係る調整も不要となる（P社の持分法の適用上、当該振替額に対する持分を持分法投資損益として既に処理していることが前提となる。）。

〔設例 3〕 本実務対応報告の適用初年度での退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理に係る修正

P社の国際財務報告基準（IFRS）を適用している在外関連会社C社（持分比率は30%）は、X2年3月期から国際会計基準第19号「従業員給付」で認められている数理計算上の差異を純資産の部（利益剰余金）で直接計上する方法を採用している。両社の決算日は3月31日である。

- ① C社が各期に純資産の部（利益剰余金）で直接計上した数理計算上の差異は次のとおりであった。なお、借方差異（費用処理された場合に退職給付引当金を増額することとなる数理計算上の差異）を、正の金額で表している。

決算期	純資産の部（利益剰余金）で直接計上した数理計算上の差異
X2年3月期	£ 50,000
X3年3月期	£ 80,000
X4年3月期	£ △20,000
X5年3月期	£ 30,000

- ② P社では本実務対応報告をX4年4月1日より適用した。それまで、P社はC社の数理計算上の差異について、会計処理の原則及び手続を統一するための修正を行っていない。また、P社の持分法の適用にあたり、C社の純資産の部（利益剰余金）に直接計上された数理計算上の差異に対応する持分額については、P社において持分法投資損益として処理されているものとする。
- ③ 本実務対応報告の適用にあたり、数理計算上の差異の発生額は、翌期から平均残存勤務期間内の10年で費用処理することとする。
- ④ 数理計算上の差異に対する修正を除き、C社の財務諸表（国際財務報告基準で作成された財務諸表）に対し、連結決算手続上、持分法に関連する仕訳がすでに行われているものとする。

- ⑤ 簡便化のため、決算時の為替相場及び期中平均相場はいずれも1£＝200円であるとする。

1. 原則的な方法（実務対応報告第18号に定める方法）

P社における数理計算上の差異に係る連結修正仕訳

- (1) X4年4月1日（本実務対応報告の適用初年度の期首） (単位：千円)

(借)投資有価証券	5,520	(貸)利益剰余金	5,520
-----------	-------	----------	-------

(*)上記の仕訳の説明

期首退職給付引当金の修正

関連会社C社の財務諸表上、X4年3月期以前に生じた数理計算上の差異の合計である£110,000は、退職給付引当金として認識済みである。一方、これらの発生額を翌期から平均残存勤務期間内の10年で費用処理した場合、退職給付引当金として認識されるべき数理計算上の差異は£18,000（＝£50,000/10年×2年＋£80,000/10年）となる。このため、両者の差額である£92,000を退職給付引当金の修正とする。

(C社の個別財務諸表上で修正する仕訳) (単位：ポンド)

(借)退職給付引当金	92,000	(貸)利益剰余金	92,000
------------	--------	----------	--------

連結修正

会計処理の原則及び手続を修正する結果、C社の利益剰余金が£92,000増加するため、P社の持分額5,520千円（＝£92,000×持分比率30%×200円）を期首の利益剰余金に増額する。

- (2) X5年3月31日（本実務対応報告の適用初年度の期末） (単位：千円)

(借)投資有価証券	1,800	(貸)持分法投資損益	1,800
(借)持分法投資損益	660	(貸)投資有価証券	660

(*)上記の仕訳の説明

純資産の部（利益剰余金）での直接計上額の修正及び未認識数理計算上の差異の費用処理

(C社の個別財務諸表上で修正する仕訳) (単位：ポンド)

(借)退職給付引当金	30,000	(貸)利益剰余金(*1)	30,000
(借)退職給付費用(*2)	11,000	(貸)退職給付引当金	11,000

(*1) 関連会社C社の財務諸表上、当期に純資産の部（利益剰余金）に直接計上された数理計算上の差異£30,000は、翌期から平均残存勤務期間内の10年で費用処理する場合には全額が未認識となるため、戻し入れる。

(*2) 数理計算上の差異の発生額を、翌期から平均残存勤務期間内の10年で費用処理する場合、当期に費用処理される額は $\text{£}11,000$ ($= \text{£}50,000/10\text{年} + \text{£}80,000/10\text{年} - \text{£}20,000/10\text{年}$)となる。

連結修正

純資産の部(利益剰余金)での直接計上額の修正 $1,800$ 千円 $= \text{£}30,000 \times$ 持分比率 $30\% \times 200$ 円

(※) なお、仮にP社の持分法の適用にあたり、C社の純資産の部(利益剰余金)に直接計上された数理計算上の差異に対応する持分額が、P社においても利益剰余金に直接計上されていた場合、連結修正仕訳の貸方項目は持分法投資損益ではなく利益剰余金となる。

未認識数理計算上の差異の費用処理 660 千円 $= \text{£}11,000 \times$ 持分比率 $30\% \times 200$ 円

2. 原則的な方法による修正のために必要となる過年度の情報を入手することが極めて困難と認められる場合

数理計算上の差異に係る連結修正のために必要となる過年度の情報(過去の各年度に発生した数理計算上の差異の金額)を、P社が入手することは極めて困難と認められるものとする。

P社における数理計算上の差異に係る連結修正仕訳

(1) X4年4月1日(本実務対応報告の適用初年度の期首) (単位:千円)

(仕訳なし)

過年度に純資産の部(利益剰余金)に直接計上された数理計算上の差異については、全額が過年度において損益として修正されているものとして扱うため、数理計算上の差異に係る調整は不要である。

(2) X5年3月31日(本実務対応報告の適用初年度の期末) (単位:千円)

(借)投資有価証券	1,800	(貸)持分法投資損益	1,800
-----------	-------	------------	-------

関連会社C社の財務諸表上、当期に純資産の部(利益剰余金)に直接計上された数理計算上の差異の修正については、原則的な方法(1.(2))と同様となる。

数理計算上の差異の発生額を、翌期から平均残存勤務期間内の10年で費用処理する場合、当期に発生した数理計算上の差異 $\text{£}30,000$ は全額が未認識となるため、当期の費用処理に関する調整は不要となる(翌期以降は調整が必要となる。)

以上